

(単価契約) 産業廃棄物 (コンクリートがら等) 処分業務委託
(伏見土木みどり事務所) (10月～12月) 仕様書

1 業務内容

本業務は、本市 (以下「甲」という。) の伏見土木みどり事務所のストックヤードにある産業廃棄物 (コンクリートがら及びアスファルトがら) を、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 (以下「廃掃法」という。) 及び関係法令に従い、処分するものである。伏見土木みどり事務所から受託者 (以下「乙」という。) の処分場までは甲が別途契約する収集運搬業者が搬入する。搬入日については契約期間内で別途協議する。

2 契約期間

令和7年10月1日から令和7年12月31日まで

3 予定数量

(1) 以下のとおりとする。

- ・コンクリートがら (二次製品) : 8 t
- ・コンクリートがら (有筋) : 1 t
- ・コンクリートがら (無筋) : 1 t
- ・アスファルトがら : 2 t

ただし、予定量であり変動することがある。大幅な増減が生じても本市は何ら補償しない。見積りに際して現物を確認する場合は、甲の担当者と日程調整すること。

(2) 見積事項は、1 t 当たりの処分単価とする。

4 用語の定義

本仕様書における用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 「処分業の許可」とは、廃掃法第14条第6項による許可をいい、「許可証」とは、これを証するものをいう。

5 業務受託者の資格

事業の範囲に「破碎」及び「選別」での「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」及び「がれき類」の産業廃棄物処分業の許可を受けていること。

6 業務要領

(1) 産業廃棄物の処分は、5の許可証に記載された乙の施設において行わなければならない。

- (2) 乙が当該産業廃棄物中間処理後の残さの最終処分の処分業の許可を有していない場合は、最終処分を当該産業廃棄物の処分業の許可を有している者に委託しなければならない。

7 資格条件等の確認

- (1) 乙は、契約時に、許可証の写しを甲に提出すること。
- (2) 乙は、当該産業廃棄物中間処理後の残さの最終処分を委託する場合は、委託先が有する最終処分の許可証の写し、当該委託者に処分を委託していることが証明できる文書等（委託契約書の写し等）を甲に提出すること。

8 立入検査

乙が本仕様書の定めのとおり業務を行っていることを確認するため、乙の敷地内及びその他必要な場所に甲の職員が立ち入り、検査ができるものとし、乙はこれを拒むことができない。

9 報告・提出書類

- (1) 乙は甲が発行した産業廃棄物管理票については、業務完了後速やかに甲に送付すること。
- (2) 乙は、業務完了後に別紙の完了報告書（別紙）を甲に提出すること。

10 支払条件

- (1) 委託料は処理量に契約単価を乗じた額とする（小数点以下の端数が生じた場合は切り捨てる）。
- (2) 業務完了後、甲は適切に業務が履行されていることを確認し、乙の請求により速やかに委託料を支払う。

11 損害の負担等

本業務の履行に伴う損害、事故及び負傷等に関して、甲は一切の責任を負わない。

12 再委託の禁止

乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、6（2）の委託は、この限りではない。

13 権利・義務の譲渡の禁止

乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

1 4 経費負担

本業務の履行に伴う費用は、全て乙の負担とする。

1 5 守秘義務

乙は、本業務の履行に伴い知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

1 6 その他

- (1) 本契約を解除した場合、解除の原因が甲乙いずれの責に帰するものであっても、乙が契約解除段階で受入を行っていた産業廃棄物については、乙はその責において適正な処分の履行を行うものとする。
- (2) 契約書に添付される許可証の写しの記載事項について変更があった場合、乙は速やかに書面をもって甲に通知すること。
- (3) その他、契約書及び本仕様書に記載なき事項については、別途甲乙協議による。

履行確認印	

完 了 報 告 書

(あて先)
京 都 市 長 様

下記の委託について、完了したので報告します。

1 委託名

2 処分完了日 年 月 日

3 処分量

4 受託金額

5 提出先

年 月 日

受 託 者 住 所

商号又は名称

代 表 者 名